

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

福島県立只見高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

自主的精神が身についており、人物的に優れ、進路目標が明確である者

（２）健康について

修学上支障を来たさない健康状態の者

（３）学力及び資質について

豊かな教養を持ち、学習意欲が旺盛で、評定平均が 4.0 以上の者

ただし、社会的養護を必要とする生徒等（注）は、進学先での学修に対する意欲が認められ、かつ全体の評定平均値が 3.0 以上である者

（４）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②、③のいずれかに該当すること

- ① 住民税非課税世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等

（５）その他

特別指導歴がない者

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）

- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）